

佐渡市特定事業主行動計画の実施状況及び佐渡市における女性の活躍状況の公表（令和8年7月）

佐渡市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「佐渡市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、佐渡市における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

1. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員 （本庁課長相当職以上）	7.3%	9.1%	11.8%

2. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	行動計画における目標 （令和12年度）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本庁部長相当職	—	8.3%	8.3%	8.3%
本庁課長相当職	—	7.0%	9.3%	12.8%
本庁課長補佐相当職	—	27.3%	27.1%	30.6%
本庁係長相当職	—	31.2%	34.1%	35.8%
本庁係長級以上	30.0%	25.9%	27.7%	30.3%

3. 採用した職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
常勤職員	54.5%	32.1%	27.3%

※消防職への応募者が男性のみであったため、全体で比較すると男性職員の割合が高い傾向にあります。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

1. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

ア 常勤職員

区分	行動計画における目標 （令和12年度）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	85%	16.7%	33.3%	40.0%
女性	100%	100.0%	100.0%	100.0%

イ 会計年度任用職員

区分	行動計画における目標 （令和12年度）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	—	—	—	—
女性	—	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満				
2週間以上1月以下	75.0%		100.0%	
1月超3月以下				
3月超6月以下		10.0%		
6月超9月以下				
9月超12月以下	25.0%	70.0%		100.0%
12月超24月以下		20.0%		
24月超			—	—

2. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

区分	行動計画における目標 (令和12年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	100.0%	50.0%	71.4%	70.0%
育児参加休暇取得率	100.0%	41.7%	28.6%	20.0%

3. 職員の勤務時間の状況

(1) 職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内部部局等	6.2時間	6.8時間	10.4時間
内部部局等以外			3.4時間

(2) 時間外勤務時間数（年間合計）

区分	行動計画における目標 (令和12年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間外勤務時間数	63,500時間以下	78,129時間	83,048時間	73,504時間

4. 職員の年次休暇の平均取得日数

区分	行動計画における目標 (令和12年)	令和5年	令和6年	令和7年
平均取得日数	12日	11.8日	12.3日	12.1日

【事業主行動計画に基づく取組の実施状況（令和7年度）】

- ・女性職員を対象に、キャリア形成に関する研修を実施
- ・男性職員の育児休業取率向上のため、出産や育児に関する休暇や休業制度等をまとめたリーフレットを作成
- ・ノー残業デーを設定し、時間外勤務の縮減を推進
- ・年次有給休暇の取得促進のため、各所属長に対し所属職員への配慮・周知を依頼